

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1．事業の概要

第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）に位置付けられた「地域循環圏」について、これまでの調査や検討成果を踏まえ、課題、評価の考え方及び推進施策等を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』を策定する。

また、各地域で策定した地域計画を促進するため、革新性等を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するなど、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

2．事業計画

（1）地域循環圏高度化、発展戦略策定

これまでに実施した廃棄物の適正処理、効率的・効果的な資源循環を前提とした「地域循環圏」の形成を推進するためのフィージビリティ調査及び地域計画策定のための調査を踏まえ、複層的な地域循環圏を念頭に地域循環圏を計画する際の評価指標、評価プロセス、ケーススタディについて論点整理を行い、望ましい地域循環圏のあり方と課題・方策や地域循環圏の評価の考え方及び推進施策の方向性を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』を策定する。

（2）地域循環圏形成事業

地域循環圏の具体化に向け策定した地域計画に基づき、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガス排出量削減等にも寄与し、循環型社会ビジネスの活性化のため社会性・事業性・革新性を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するとともに、成果を優良事例として全国に情報発信する。

3．施策の効果

各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな地域循環圏を実現することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた地域活性化に役立つ循環型社会の形成促進につながる。

# 地域循環圏高度化・発展戦略について

## 位置づけ

### 第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)

循環型社会の構築に向けた施策のポイントの一つとして、「地域循環圏の構築」が掲げられている。

地域循環圏の高度化及び発展を促進するための具体的な施策戦略として策定する。  
中央環境審議会循環型社会計画部会の決定事項とする。

## 戦略イメージ

### 地域循環圏のあり方

・目的、活用の方向・可能性 等

### 地域循環圏を計画する際の視点・指標

・見込まれる環境負荷削減効果、経済効果、関係者の参加 等

### 現状

### 現状からの発展・高度化の方向

### 発展・高度化に向けた課題

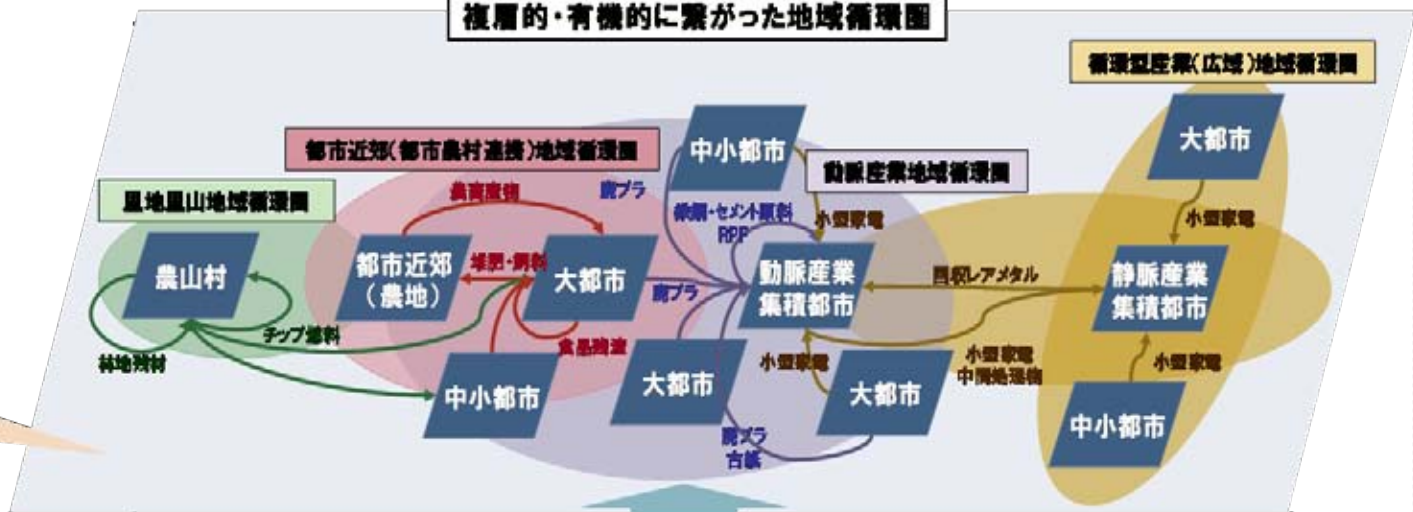
### 課題を踏まえた推進の基本指針(推進の柱)

### 具体的取組の提言

# - 地域循環圏の高度化の方向性 -

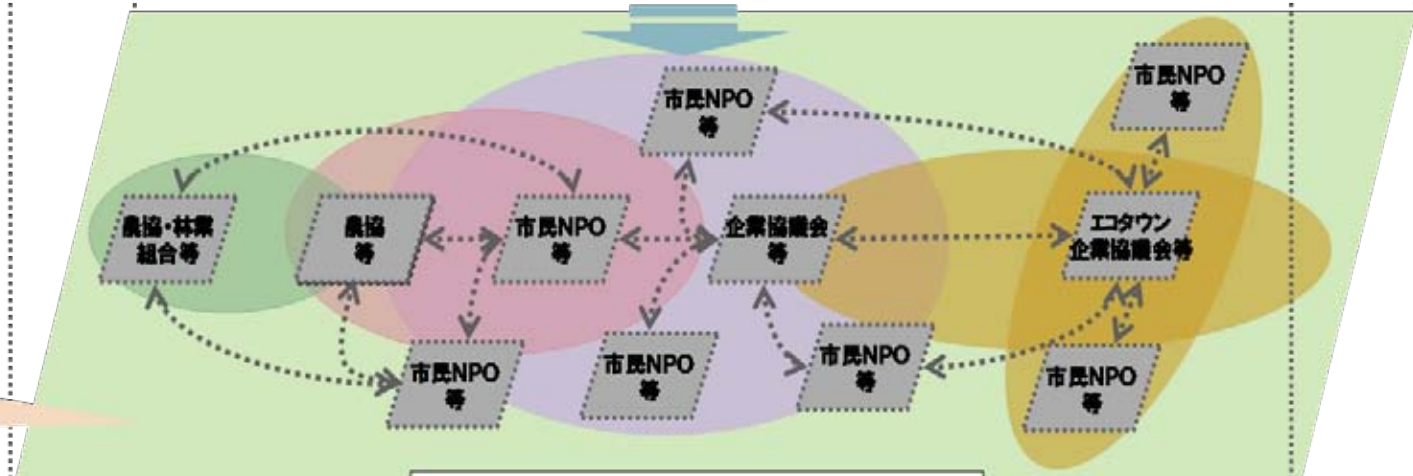
類型化した地域循環圏を複層的・有機的に繋げていくことで、多様かつ高度な循環(低炭素、資源の節約効果大、低コスト・高付加価値、高安定性等)を実現

複層的・有機的に繋がった地域循環圏



循環圏が複層的・有機的に繋がることにより、循環が多様化→効率化、安定化

地域循環圏を支える地域コミュニティ基盤



地域コミュニティ基盤の活用による循環の質的・量的向上→高品質化、安定化